

いじめ防止基本方針

文徳中学・高等学校

I：基本的な考え方

1. 生徒が安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進める。
2. 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。
3. はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
4. いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。
5. いじめの未然防止から対応にいたるまでの取り組みを企画、実施する校内組織を設置する。

II：いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が一定の人間関係にある他の生徒から、心理的または物理的な攻撃を受け（インターネットを通じて行われるものを含む。）、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。

III：いじめの防止等の対策のための組織

1. 名称
いじめ防止委員会
2. 構成員
(ア) 学校長・教頭・生徒指導部長・学年主任・養護教諭
(イ) 必要に応じて関係の深い教職員、心理、福祉等に関する外部専門家、警察、弁護士等を追加する。
3. 役割
(ア) いじめ防止基本方針の策定
(イ) いじめの防止・早期発見・対処
(ウ) いじめに関する職員研修立案
(エ) いじめに関する講話立案
(オ) PDCAサイクルでケースの検証、計画の見直し

IV：いじめ防止年間計画

月	行事	内容	通年
4月	始業式・入学式 生徒支援委員会設置 1年生研修 体育大会	いじめ防止基本方針の発信 いじめ防止、対処計画 インターネット犯罪 防止講話 協調性、連帯感、異学年への配慮の育成	・生活信条の実践 奉仕精神を旺盛にする 人の立場を深く理解する 物を大切にする 礼儀作法を実践する

5月	人権職員研修 LHR	人権について 人権、いじめについて	<ul style="list-style-type: none"> ・登校指導 ・挨拶運動 ・望ましい学級作り ・適切な言葉遣い ・分かる授業 ・研究授業 ・適切な部活動指導 ・生徒観察 ・面談 ・いじめ早期発見の情報交換 ・健康観察 ・文徳点描配布
6月	講演会	人権について	
7月	クラスマッチ 保護者会	協調性、連帯感の育成 情報交換	
8月	生徒支援委員会	前期の反省と後期の活動	
9月	職員研修	いじめについて	
10月	インターンシップ	自覚と配慮	
11月	文化祭 人権講話 学校参観日	協調性、連帯感の育成 人権について 充実した授業	
12月	クラスマッチ 人権週間	協調性、連帯感の育成 人権ポスター募集、掲示	
1月	質問紙調査 修学旅行	いじめの実態調査、把握、 指導 集団の一員としての自覚	
2月	LHR	人権作文	
3月	生徒支援委員会	いじめ防止対策の検証	

V：いじめの防止

1.学級経営の充実

- (ア) 生徒の自発的、自治的な活動を促し、規律と活気のある集団づくりを目指す。
- (イ) 正しい言葉遣いができる集団を育て、人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を行う。
- (ウ) ルールや規範がきちんと守られるような指導を継続する。
- (エ) 生徒に対する受容的、共感的態度を持ちながら、改善には毅然とした指導を徹底する。
- (オ) 質問紙調査や欠席・遅刻・早退の回数・理由等の掌握により生徒の実態把握に努める。
- (カ) 学級経営のあり方を定期的に見つめなおし、見通しを持った経営に努める。

2.わかる授業、すべての生徒が参加、活躍できる授業

- (ア) 生徒が積極的に参加し、存在感を感じ、活躍できる授業を目指す。
- (イ) チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等を含む授業展開を心がける。
- (ウ) コミュニケーション能力は日々の授業の中で当たり前発言したり聞いたりする姿勢から育まれることを意識した授業展開を行う。
- (エ) 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

3.社会体験や生活体験の充実

- (ア) 修学旅行は集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むためのものとし、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに思いやり、絆づくりを進めていくことができる機会にする。

(イ) 文化祭、体育大会、クラスマッチを生徒たちが挑戦する機会とし、共同作業を通して、達成感や感動、より良い人間関係の構築ができるように企画する。

4. 学年集会、ロングホームルームの充実

(ア) 指導計画の中にいじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情、思いやり、生命尊重、人権意識の高揚を目指す。

(イ) 相手の存在や尊厳を認めることのできる生徒の育成を目指す。

(ウ) 少しのストレスがあっても負けず、他者の尊重や他者への感謝の気持ちによってストレスをコントロールできる心を育む。

5. 専門家による指導、講演会

(ア) スクールカウンセラーを配置し、専門的な立場からの助言、指導を仰ぐ。

(イ) 専門家を招き生徒対象の講演会を開く。

6. 保護者との連携と外部発信

(ア) ホームページや文徳点描、保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法を周知し、協力と情報提供等を依頼する。

(イ) いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側双方の保護者に支援や協力を願い、健全な生徒育成に向け協同する。

7. 部活動の充実

(ア) より高い技能を身につけながら、校則、ルール、マナーを遵守し、自発的に行動し、心身の鍛錬に励むことを指導する。

(イ) 異年齢集団の中で、礼儀作法を実践し、お互いを尊重して、信頼関係を築くことを目指す。

(ウ) 生徒の責任感、連帯感を育成し、仲間との触れ合いを通して、自らを向上させる場とする。

(エ) 研究、創意工夫し、思慮深い言動ができる心豊かな生徒を育成する。

VI : いじめの早期発見

(ア) 気になる変化が見られたり、遊びやふざけのようにも見える行為があった場合、必要事項をメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。

(イ) ささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりせず、早期発見のため生徒観察を強化する。

① 出席をとる時に一人ひとりの顔を見て声を聞く。

② 学級日誌、個人ノートや生活ノート等を活用する。

③ 養護教諭と連携し、保健室の様子を共有する。

④ 生徒の生活や健康状況を把握するための健康観察や定期的な個人面談を行う。

⑤ 相談を浮けた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることの無いようにし、聞いた内容は記録に残し、情報を共有する。

⑥ 24時間いじめ相談ダイヤルの周知を行い、職員に直接話すのをためらうような生徒に対処する。

⑦ 特別の調査等のみに依存するのではなく、普段から生徒の態度や他生徒との関わり方を観察する。

(ウ) 保護者にも協力を仰ぎ、家庭で気になる様子はないかを把握する。

VII：いじめに対する措置

いじめの発見・連絡・通報

いじめと考えられる行為を発見した場合、その場でその行為を止める
生徒や保護者から「いじめ」との相談や訴えが合った場合、真摯に傾聴する



初期対応（発見者・担任・学年主任）

速やかに関係生徒から事情を聞き、正確な実態把握を行う
聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
第三者の客観的な情報も収集する
把握内容を教頭に報告する



生徒支援委員会

正確な実態把握に基づき、指導、支援体制を組む
いじめた生徒、いじめられた生徒への適切な対応を検討する
保護者への連絡、報告等を行う
心理、福祉等に関する外部専門家等との連携を図る



具体的な対応

担任だけでなく学年主任や生徒指導部との連携を図り適切な対応を行う
いじめられた生徒を守り通すことを伝え、安全を確保する
知らせてくれた生徒にも被害が及ぶことがないように配慮する
いじめた生徒に、いじめは人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを認識させる
いじめた生徒の抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
学級や学年、学校全体でもいじめ根絶のための指導を行う
報告書を作り生徒支援委員会に随時報告する



生徒支援委員会

総合的な取り組みの効果を検証し改善策を講じる